

災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、高知県地域防災計画に基づき災害時における応急仮設住宅（以下「住宅」という。）の建設に関して、高知県（以下「甲」という。）が一般社団法人日本ムービングハウス協会（以下「乙」という。）に協力を求めるにあたって必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「住宅」とは、災害救助法（昭和22年法律第118号）第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅をいう。

(要請の手続き)

第3条 甲は、住宅建設の要請にあたっては、建築場所、戸数、規模、着工期日及びその他必要と認める事項について、文書をもって乙に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は電話等によることができる。この場合において、甲は後に前記文書を速やかに乙に提出しなければならない。

(協力)

第4条 乙は、前条の要請があったときは、乙の会員である建設業者（以下「丙」という。）の斡旋その他可能な限り甲に協力するものとする。

(住宅建設)

第5条 乙の斡旋を受けた丙は、甲（高知県知事が住宅建設業務を市町村長に委任した場合は、当該市町村長。次条において同じ。）の指示に従い住宅建設を行うものとする。

(費用の負担及び支払い)

第6条 丙が前条の住宅の建設に要した費用は、甲が負担するものとする。
2 甲は、丙の住宅の建設終了後検査をし、これを確認したときは丙の請求により前項の費用を速やかに支払うものとする。

(連絡窓口)

第7条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては、高知県土木部住宅課、乙においては一般社団法人日本ムービングハウス協会担当部とする。

(供給能力の強化)

第8条 乙は、建設可能戸数5,000戸/月を目指した供給能力の強化に務めるものとする。

(報告)

第9条 乙は、住宅の建設について、協力できる供給能力等の状況を、毎年1回、甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は、甲は乙に対して、随時報告を求めることができる。

(会員名簿等の提供)

第10条 乙は、本協定に係る乙の業務担当者名簿及び乙に加盟する会員の名簿を毎年1回、甲に提供するものとし、業務担当者及び会員に異動があった場合も報告するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については、そのつど甲乙協議のうえ定めるものとする。

(適用)

第12条 この協定は、令和2年8月4日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名のうえ各1通を保有する。

令和2年8月4日

甲 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号

高知県知事

乙 北海道千歳市泉沢1007-168

一般社団法人日本ムービングハウス協会

代表理事